

「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化」を求める 緊急アピール

1 幼児教育・保育の無償化は、昨年秋に国において提唱された施策であること等、これまでの経緯を踏まえ、この新たな施策を行うために必要な財源については、地方消費税の増収分を充てることなく、国の責任において全額を国費で確保すること。

また、事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要となる経費に対しても同様の財政措置を講じること。

2 これまでの待機児童解消の取組に加え、無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃または期限の延長など、必要な支援措置を講じること。

また、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等の在宅で育児をする世帯への支援策についても財政措置の充実を図ること。

3 無償化の施行に当たっては、子どもたちの教育・保育環境の安全確保が不可欠である。

認可外保育施設等の無償化について、本来、対象は「劣悪な施設を排除するため」の指導監督基準を満たした施設に限定すべきであり、「5年間の経過措置」を設けることについては、再検討すること。

なお、認可外保育施設やベビーシッター等に対する指導監督基準については、速やかに見直しあるいは整備を行い、事業者による基準の順守及び認可保育施設等への移行を支援するために必要となる技術的支援及び財政措置を講じるなど、幼児教育・保育の質の担保・向上の仕組みを構築すること。

4 国は2019年10月から無償化を施行するとしているが、確実な財源の保障及び子どもたちの安全を確保するための質の担保手法が国から示されない限り、子どもたちの命を預かる都市自治体としては、市民に対する説明責任を果たすことができず、円滑な施行は困難である。

特に、条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、実務上の準備に相当な期間を要することから、新たな認定の仕組みや食材料費の取扱い等を含む制度設計の詳細を早急に明らかにする必要がある。

したがって、国は、これらの具体的な方針を速やかに提示するとともに、国民及び自治体への周知の徹底を図ること。

平成30年11月15日

全 国 市 長 会